

事務連絡

2023年 3月16日

各支部長 様
各県病労分会長 様

兵庫県職員労働組合
兵庫県立病院労働組合

退職される組合員への対応について（2）

連日の取り組みに対し心より敬意を表します。

さて、標記の件について、2月7日発出の事務連絡において、再任用満了後、会計年度任用職員等へ移行する場合、「マイカー共済等を継続するためには県職労への加入が必要であること」、「県職労加入には、改めて加入届と口座振替依頼書の提出が必要であること」をご案内していましたが、改めての加入届は不要とします。

ただし、組合費引き去り変更届に、区分（臨時的任用職員、育休法に基づく任期付き職員、会計年度任用職員〔一般・技労・専門（資格免許）・看護〕の記載をお願いします。

また、口座振替依頼書（病院の臨時的任用職員は不要）の提出も必要ですので、よろしくをお願いします。